

平成29年3月16日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年3月16日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、7番小川保君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、3月9日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小川保君。

総務教育常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成29年3月9日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定について。

議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正について。

議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について。

議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第8号、多度津町税条例等の一部改正について。

議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正について。

議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第4号）。

議案第13号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）。

議案第14号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）。

議案第15号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）。

議案第16号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)。
議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算。
議案第18号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険予算。
議案第19号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算。
議案第20号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道予算。
議案第21号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業予算。
議案第22号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算。
議案第23号、平成29年度多度津町水道事業会計予算。
議案第24号、丸亀市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について。
議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について。
請願第1号、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書。
審議結果、議案第1号から議案第9号、議案第12号から議案第25号及び請願1件について。
委員、傍聴議員より。
一つ、多度津町企業立地促進条例の4条で、当該3年間における助成金の総額は、5億円を限度とすると表記しているが、どのような過程で決めたのか。
一つ、今回、し尿汲み取り料金を改正したら年間全体でどの位になるのか。
一つ、年間の汲み取り量が、2~3%減ってきているのは、合併浄化槽等に移行されているのか。
一つ、繰越明許費の項目、事業名、金額について、記載されているが、予め議会の方に報告があってもよいのではないか。
一つ、公共下水道補正予算の工事請負費の中で、雨水幹線の暗渠工事が次年度へ延期という事だが、どのようになっているのか。
一つ、新年度予算の消防施設費の工事費2,483万円と体育施設費の工事費5,575万2,000円は、これは何処の工事なのか。
一つ、幼稚園費の工事費は、多度津幼稚園のトイレの改修と聞いているが、町内学校施設の洋式トイレの設置率はどの位なのか。
一つ、白方漁港高潮対策事業について、教えてほしい。
一つ、学校建設費の工事費で、中学校トイレの改修工事の説明をお願いしたい。
一つ、交通安全施設整備費と健やか子ども基金通学カラー舗装事業は、何処なのか。
一つ、公共下水道予算の業務管理費が、前年度に比べて新年度が増えているが、どんな事業が追加されたのか。

一つ、水道料金をそのまま据え置いておけば、どのような比率になるのか。

一つ、この1市2町の協議会に関する規約については、新年度予算上、制定の時期が遅い。また、一部、表記がおかしいと考える。

一つ、1市2町学校給食センター整備費の負担割合についての説明をしてほしい。

一つ、1市2町学校給食センター整備事業は、執行部側から何回も報告を受けており、他市町の議会でも了承され、平成31年8月26日の給食供用開始を目途に事業が進んでいるので、計画の一旦凍結については、難しいと考えられるので、請願書には反対である。

一つ、学校給食センター整備事業は、1市2町が進めていくことに反対でないが、今回の請願者は、保護者の方々と聞いており、多度津町の給食は子供達が、本当に安心して食べられる、また、ひまわりの会から目に見える食材の提供が大切という保護者の思いがあることから、一部を除いて賛成である。

一つ、1市2町学校給食センター整備事業は、議会で可決され、方向性は決まっているので反対でないが、請願事項の1、2、3は、今後考えなければいけない事項だと思うので、一部を除いて賛成である。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、助成金の総額は5億円を限度とするとの根拠は、近隣市町の状況を勘案しながら、定めたものである。

一つ、平成27年度汲み取り料で計算すると、約70%増の1,500万円強である。

一つ、毎年、合併浄化槽への転換や下水道への接続を実施している。また、空き家等もある。

一つ、繰越明許費は、補正予算の審議時に説明しているが、今後、できる限り事前に説明する。

一つ、雨水幹線の暗渠工事は、当初想定していた地盤と異なったため、工法の見直しにより工事を繰り越すものである。

一つ、消防施設費の工事費は、多度津中学校に耐震性の貯水槽を設置する工事である。また、体育施設費の工事費は、町民体育館玄関の外壁の改修工事と温水プールの外壁の大規模改修である。

一つ、学校施設におけるトイレの洋式化率は、多度津町の場合、全243個中洋式化しているのが139箇所である。

一つ、白方漁港高潮対策事業は、3年計画で平成29年度2,000万円、平成30、31年度が各4,000万円で、総額1億円を予定している。なお、国が1/2、県が1/4の補助となっている。

一つ、多度津中学校のテニスコートにあるトイレの改修工事で、下水道にも接続し、新しく簡易式トイレを設置する工事である。

一つ、交通安全施設整備費は、各自治会からの要望に叶えるものの予算であり、カラー舗装については、白方地区の新島公民館から白方小学校の南門までを舗装し、歩道部を健やか基金でカラー舗装するものである。

一つ、業務管理費が増えたのは、港町汚水中継ポンプ場のポンプ交換工事やマンホールポンプの監視システム等の交換工事と認可変更の委託料を計上したためである。

一つ、水道料金を現行のままですと、平成39年、区分経理終了時点で内部留保はマイナスになる。また、企業債残高は、料金収入に対して3.72で3.5を超えて、NGという試算結果である。

一つ、1市2町の協議会規約の各条文での表記は、適当であると思われる。

一つ、1市2町の債務負担行為の限度額の総額は、74億8,116万3,000円で、その内施設整備費に係るものが、27億279万2,000円の内25%が6億7,569万9,000円部分を均等割り、残りの20億2,709万3,000円を喫食数で割るということである。維持管理運営費は、77億7,837万1,000円で、全て喫食数で割って、負担割合を設定している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第9号及び議案第12号から議案25号については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、委員会として原案を不採択とした。

また、その他として、執行部より3件の報告がありました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3月13日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

おはようございます。

平成29年3月13日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正について。

議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正について。

審議結果。

議案第10号、議案第11号について、委員、傍聴議員より。

一つ、今回の道路占用条例の改正により、町内では、どの位の本数があるのか。また、どの位の減収となるのか。

一つ、水道料金について、現状でいくと10年間で、給水人口や料金収入も減少しているが、この減少になる根拠を説明してほしい。

一つ、水道料金の値上げについては、町民に対して、どういうふうに説明していくのか。一つ、多度津町の給水施設は、今後、どのようになるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、今回の道路占用条例改正により、電柱を含めて四国電力1,660本、NTT1,865本、地下埋設管が35,067m、四国ガスは、地下埋設管27,249m、後郵便局のポストも含めている。予算は、約210万円の減収となる予定である。

一つ、水道料金は、前段で27年度末に広域の方で財政シミュレーションを示された資料を基に、町独自による給水人口の減少や、今後10年間における一般会計繰入金等を見込んで、財政収支見通しを作成したものである。

一つ、水道料金の値上げについての周知は、改定が認められると広報やホームページ、個別に文書等を配布、送付し、漏れのないようにしたい。

一つ、給水・取水施設の55年度までの計画は、すべての水源は企業団の方に移行する予定である。なお、北鴨浄水場については、電気設備工事を行い平成40年位まで使えると考えている。それ以降は、2次計画の中で検討していく。

以上のような答弁があり、審議の結果、付託案件の議案第10号及び議案第11号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より5件の報告がありました。

以上で報告終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定についての議案に反対の立場で討論します。

この条例の第4条の規定には、助成金算出の基礎となるものの表記が明確でないため、今後の取り扱いに不明瞭さを生ずるものです。

例えば、固定資産税額（土地に係る税額は除く）などの表記が必要なのではないのでしょうか。

提案にあるように、規則でこの規定を設けた場合、今後の取り扱いは、町執行部の判断で規則の改正が行われ、議会に対しては、改正後の規則が参考資料として提出される事となります。

ですから条例には、助成金算出の基礎となるものの表記は必要と考えます。

このことから、議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定についての議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

討論、他にございませんか。

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (志村 忠昭)

はい、起立多数。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第4号「多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、次の点で反

対討論をいたします。

香川県下では、浄化槽汚泥処理手数料は、三木町に次ぎ2番目に安く、汲み取り手数料は県下一安い値段となっており、他市町に比較して収益率は低いながら、誇るべき手数料が安い町として自慢できるのであります。

しかし今回、し尿汲み取り処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しとして、別表第2（15条関係）のうち、し尿の手数料について、現行のし尿汲み取り1回につき1枚180円を必要とする回数券、及びし尿汲み取り20ℓにつき1枚75円の処理券について、180円の数回券を廃止し、現行75円を2倍もの大幅な値上げで150円にしようとするものであり、浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料を現行の10ℓにつき38円から50円に値上げをするものであり、条例の第1条、本庁における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするとの主旨からすれば、大きな受益者負担増となるので、し尿汲み取り料金及び浄化槽処理手数料は据え置くべきであり、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。

日程第7、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第8、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
を議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第6号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第9、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につい
てを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第10、議案第8号、多度津町税条例等の一部改正についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第8号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第11、議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第12、議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正についてを議題
といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
　（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
　（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第10号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第13、議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正についてを
議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
　（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。
私は、平成29年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第11号「多

度津町水道事業給水条例の一部改正について」、次の点で反対討論をいたします。

現状における財政収支の見通しや老朽施設更新需要による給水原価の上昇、給水量、料金収入の減少、広域水道事業体参画条件を満たすことができないことが想定されるなど、必要な資金確保及び安定した経営を維持するために、料金についての検討が必要であるということで、このたび水道料金改定を行うとのことであります。

そして、5^mまで60円のアップの8.1%増、10^mまで120円のアップの8.1%増、20^mで270円のアップの8.1%増、30^mで420円アップの7.5%増、33^mで465円アップの7.4%増、36^mで510円アップの7.3%増、40^mで570円アップの7.2%増、45^mで645円アップの7.1%増、100^mで1,470円アップの6.3%増となる新旧料金表が提示されました。

この改定率では、大口需要家ほど改定率が低く、一般家庭ほど改定率が高くなっております。

水道は現在、全国でも普及率が97.8%に達しており、いまや国民の生活の基盤として必要不可欠なものになっております。

そして水というものは、生物が生きていくためには欠かせないものであり、そして公共財産でもあります。

水道事業をめぐる問題点でも、水需要が少なくなっている。

それから施設が老朽化している。

採算割れもある。

職員が減少している。

そうした基盤強化を、公共サービスを貫くという観点でやるべきであり、このような姿勢を持たないとこれはやはり現場に混乱を与え続けるし、抜本的な改善にはなりません。

そうした努力をぜひ水道課をあげてやっていただきたいのです。

公共料金ともいえる今回の水道料金の改定については、特に1人暮らし、老人家庭、障害者家庭、年金者家庭に対し打撃となり、また商売上、水を多く使うクリーニング店や魚屋さんやうどん店などは大きな影響を受け、値上げ分を商品に上乗せするわけにはいかないのです、したがって議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正については、住民負担増となるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませぬか。

ないようですのでこれをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (志村 忠昭)

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。

日程第14、議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算 (第4号) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

村岡議員。

議員 (村岡 清邦)

議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算 (第4号) について反対の立場で討論します。

この議案の中には、款10、項6、目2、節19、負担金補助及び交付金に、1市2町学校給食センター建設予定地、地質調査委託負担金 78万1,000円が計上されています。

この地質調査についての契約書は先日、提示がありました。

その内容は、施工事業者と善通寺市との契約であり、当然、善通寺市が支払うものと考えます。

今後1市2町の協議会が設立されたのち、建設関連の経費としての負担金として計上されるべきものと考えます。

協議会の設立は、平成29年4月1日ですが、それ以後の処理となるべきです。

先日琴平町の平成28年度3月議会の補正予算も拝見してきましたが、該当する予算は見当たりませんでした。

多度津町が平成28年度一般会計補正予算(第4号)としての78万1,000円の計上はその負担金としての支払先、その歳出処理方法などについて疑問を生じます。

この予算額78万1,000円は、例えば住民の福祉向上のための予算とし、活用するなど修正すべきところがあります。

したがって、議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算 (第4号) の議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませんか。

ないようですのでこれをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。

日程第15、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第15号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第18、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)を議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

村岡議員。

議員 (村岡 清邦)

議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について反対の立場で討論します。

この予算の中には、款10、項6、目2、節19、負担金補助及び交付金に、100万円が計上されています。

この予算は、今回の議会の議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定についての関連するものと思われます。

4月1日以後の早い時期に協議会が予算を決定した後の対応となるべきものと考えます。

これも琴平町の予算書を見ますと、計上はありませんでした。

平成29年度予算に計上するためには、4月1日以前に、協議会の会議の開催がなければ、その予算の計上はできないこととなります。

協議会の規約が今年の12月に成立していたのであれば、このことは出来たことかもしれませんが、協議会の規約の施行日は、平成29年4月1日となっており、協議会の会議で決定をすることはできないものです。

この予算額100万円は、例えば、住民の福祉向上のための予算とし、活用するなど修正すべきところがあります。

したがって、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算の議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論をいたします。

款1. 議会費、香川人権研究所団体会費2万円、款3. 民生費、人権同和施策事業費、402万4,000円、款10. 教育費、人権同和教育事業費217万9,000円、計622万1,000円となっており、昨年の予算と比べますと35万5,000円の増額予算となっております。

すでに1969年同和对策事業特別措置法が施行されてから33年、2002年3月末に地対財特法が失効してから実に14年が経過し、この間に要した経費は国、地方合わせて約16兆円にも及んでおります。

そしてまた、昨年の2016年12月9日、参議院本会議におきまして「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が自民党、公明党、民進党などの賛成により可決、成立し、12月16日から施行されております。

この法案は「部落問題解決過程の研究」の60年間の成果に照らしてみても、不可逆的に進行してきている部落問題の解決に逆行するものであると、多くの民主団体では「法案」に「反対する決議」を採択しているところでございます。

この法律は「部落差別」の「解消」と言いつつ、「部落差別」とは何なのか定義がなく（第1条）、その上に国及び地方公共団体に「部落差別の解消」に関する「施策実施」を責務として課している（第3条）、加えて「部落差別の解消」の施策に資するため「また、「部落差別の実態に係る調査を行う」とする（第6条）。

ご存知のように、1969年以来の同和对策事業に関する特別措置法は、2002年3月31日をもって期限を終了し、同法の「対象地域」（同和地区）も法的に消滅しているわけであります。

1930年代後半以降の高度成長の下での大規模な人口移動によって混在の進行は著しく、1993年実施の当時の総務庁は「同和地区実態把握等調査」によってみても、全国の同和地区に居住する人口中58.7%、3分の2が「同和関係以外人口」、つまり元々「部落」の人ではない人なのであります。

このような実態の下で、どこで誰を対象にして、どのように調査を実施する

というのでしょうか。

各人権団体などの取り組み、国会議員団の活動によって参議院で参考人招致が行われるなど問題点はより明らかになってきました。

この法律事実上の凍結も視野に入れなければとりわけ問題が起こり、混乱の発生が懸念されるのは、地方公共団体（地方自治体）の都道府県の市、町、村であります。

この新法は「部落差別の解消推進」のための「理念法」と言いながら、逆に新たな障壁を作り出し、部落差別を固定化、永久化する重大な危険をはらむものであり、部落問題解決のための血のにじむような歴史を冒瀆する逆流でもあります。

人を出身地や系譜、住んでいる地域によって差別してはならないことは当然であり、憲法13条は「全て国民は個人として尊重される」と基本理念を宣言し、憲法第14条では「全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的な身分、又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と法の下での平等を保障しております。

問題は、基本的人権に関わる様々な課題の中で、部落問題を特別視する立法が、補助金や業務委託など税金の使い道、人権啓発、相談、学校社会教育の内容など、様々な「同和の特別扱い」を復活、固定化させ、市民の言動を差別と認定し、規制する圧力、根拠とされかねないことにあります。

それは法によって新たな障壁を作り出すことであり、濫用されれば、行政を歪め、内心の自由、表現の事由が侵害される重大な危険があるわけでありませぬ。

ですから部落問題を特別扱いするのではなく、人権尊重と民主主義の教育、啓発、相談は、憲法に基づいて一般施策として行い、垣根をなくしていくことこそ、部落問題解決への道であります。

以上の理由により、議案第17号についてはこのような予算ではなく、町の行政施策は「本来、全町民に受益が及ぶように講じられるべきもの」であり、

1. 町民の足を守り、移動手段を確保するための町内コミュニティバスの運行、2. 子育て世代の親の支援、応援として、学校給食の「安心安全」「食育による子どもと地域を育てる」ことなどに予算を回すべきであり、したがって、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について、改善すべき点があるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませぬか。

ないようですのでこれをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長 (志村 忠昭)
起立多数です。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。
日程第20、議案第18号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険予算を
議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第18号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第21、議案第19号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診
療所予算を議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第22、議案第20号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第23、議案第21号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第24、議案第22号、平成29年度 多度津町特別会計後期高齢者医療予算
を議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第22号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第25、議案第23号、平成29年度多度津町水道事業会計予算を議題と
いたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第26、議案第24号、丸亀市との定住自立圏の形成に関する協定の変更
についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第24号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第27、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協
議会規約の制定についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
村岡君。

議員（村岡 清邦）

議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の
制定について、反対の立場で討論します。

この条例には、地方自治法第252条の4第2項第3号に規定する派遣される職員の身分取り扱いの規定が、明確に表現されていないものです。

また、第28条第2項の規定の表記は、先日開催された、総務教育常任委員会において発言させていただいたように、その表記は適切でないのでは、と考えます。

したがって、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について、の議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

私は、平成29年3月多度津町議会定例会におきまして、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について、次の点で反対討論をいたします。

今回提案された協議会の設置に関する規約案では、第4条では、協議会の担任する事務として、1. 学校給食施設の設置、2. 学校給食施設の管理、3. 学校給食の運営、4. その他学校給食に関する事務、第6条で、協議会は会長及び委員5人をもってこれを組織する、第8条、委員は関係市・町の長（会長となったものを除く）及び教育長をもってこれに充てる、第11条、職員、配分された定数の職員をそれぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとしており、発令された職員は併任、兼任となり、超多忙を極めることとなります。

また、発令された職員の仕事の穴埋めや補充のことも触れられておりません。

今、広域行政では、住民や受益者との接点を持つことができなくなっており、その結果、受益者や住民から学べないことから、職員の判断能力が落ち、逆にトップの「意思決定権」ばかりが強調される事態が起きつつあるように思われます。

意思決定だけはトップの首長周辺に集中して、トップと現場が切れた関係になる事態が進んでおり、その原因に民間でも「有機雇用従業員増加による世代間技術移転の停滞」という言葉が登場しており、人員削減と人にコストをかけないツケが技術力の低下に繋がっていることが分かってきております。

特に学校給食については現場での専門的知識分野の人、技術力のある人、受益者であるPTA、保護者代表、学校関係者、主人公である児童代表、JAや生産者団体、生産農家、地域の食関係に携わっている業者や個人の代表者など、それぞれの協議会の構成メンバーが明記されておらず、具体性に欠ける内容だと言わざるを得ません。

したがって、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定については、規約内容が不十分であり、再検討が必要であるので反対をいたします。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第25号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第28、請願第1号、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

私は、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書の一部を除いて賛成の立場で討論します。

1市2町による学校給食センターの進め方につきましては、多度津町の議会においては、賛成多数で共同処理で進めるとの議決をし、現在に至っております。

このことは、各行政間の約束事であり、そのことから離脱、また推進していることの凍結については、多度津町としての信頼がなくなってしまうものと考えます。

このことから、凍結を求めることについては、難しいものと考えます。

しかしながら、今回の請願書は保護者の方々の請願書であるとお聞きをしました。

保護者の方々が、子供たちが安心して食べられる給食を望んでおられることは、至極当然のことと言えます。

その思いは十分に理解できます。

これまでは、多度津町学校給食センターの調理員の方々が、心を込めて作ってくれた給食。

また、生産者の顔の見える給食であったことから、子供たちも残さずに食べようとの思いも育ってきていたものと推察をいたします。

こうしたことこそ、食育と言えるものだと思います。

先日テレビのドラマをみていますと、「今の社会は、ややもすると家庭で、食事が取れない子供もいる。そうした子供たちにせめて給食を食べてもらいたいから、給食をつくる人になりたい。」とのセリフがあり、多度津町の調理員さんと、相通ずるところがあると感じ、感動をしました。

1市2町になると、6,500食もの調理数となります。

食数が増えると、その食材の生産地はどこなのか、また、冷凍食品ばかりになってしまうのでは、加えてカット野菜を使用することにも繋がってくるのではと心配はつきません。

配送時間のことも考慮しますと、2時間ほどで給食調理が完了し、配送をすることにならざるを得ません。

届けられた給食の食味のことも心配です。

子ども達は、作ってもらった給食を食べる、食べなければなりません。

言い換えますと、それ以外のものを食べることはできないわけです。

子供達にとって最も大切な成長期の給食は、より以上に安心安全な給食が求められます。

安心して食することにより、体により良く、栄養が吸収され、より良い成長に繋がると思うものです。

先ほど触れましたように、保護者の方々は不安を持ちながら、子ども達を学校に送り出すこととなります。

保護者が不安をもっていますと、子ども達にもその不安は、以心伝心、伝わるものです。

そうなることは、ひいては、勉学にも影響してくるものです。

今回提出された請願書の思いは、学校給食を今後運営し進めていくことについて、保護者として関わりの持てるところは、協力は惜しまない、その切実な思いと、安心安全な給食を求めての請願書と受け止めることができるものです。

私は、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書の一部を除いて、賛成の立場での討論とします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論ございませんか。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

私は学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書は一部を除き、賛成の立場で述べさせていただきます。

昨年の6月、3900筆の署名の団体は「多度津町学校給食の充実を求める会」で大半が地域の住民の皆さんからの署名であり、今回の請願書の団体は「多度津町学校給食を守る有志の会」で保護者の皆さんからとお聞きしております。

別々の団体ではありますが、要旨内容は全く同じ思いであります。

子ども達に安全で安心して食べられるものであることが確認できる事を原則として、幼稚園から中学校までの約12年間にわたり食するもの、文部科学省が示しているように、子ども達の一日栄養の60%を給食で補うものとうたっております。

本当にそうだと思います。

多くの皆さんは約2300食から約6500食になることにより、喫食時間が守られるのか、カット野菜や加工品を使うことが多くなるのではないかな等の多くの不安があると聞いております。

しかし今になっては議会において1市2町合同給食センターが可決され、本町の方向性が決定し前に向いて進んでいるような現状であります。

請願書の「合同給食センターを一旦凍結」とありますが、このことに関しましては現状況におきましては意に反するものだと思います。

しかしその他の請願事項は、1. 給食センター統合整備計画の民間委託導入のみでの選択を見直し、直営での整備計画をたてること、2. 現在行っている保護者参画の給食検討委員会を継続すること、3. 給食センター統合整備計画を住民が納得できるように、分かりやすく情報を公開することとなっております。

私はぜひともこの1、2、3につきましてはしっかりと町が1市2町に向けてもがんばっていただきたい、そういう強い思いを持っております。

ですので、請願事項3点につきましては賛成であります。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

村井保夫議員。

議員（村井 保夫）

ただいまの、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書についてであります。本件について町給食センターの老朽化、また現業職員の減少に伴い、民間委託化を考えていた平成25年に同様の状況であった善通寺市、琴平町、多度津町での1市2町学校給食センター整備案が9月20日の委員会で報告された。

それから現在に至るまで、何回も執行部側から整備検討調査業務報告書等において報告を受け、協議、検討を行ってきた。

その結果、請願者が民間委託化されて心配している県町内の地産地消の食材の利用や県職員である栄養士による栄養面での管理も確保できるとのことである。

整備事業については、やはり従来方式の公営公設で行うより、民間活力を生かしたPFI方式で行う方が、財政負担の縮減効果、財政支出の平準化、公共サービスの向上、民間委託による地域経済の活性化に繋がるメリットがあり、他市町の議会でも了承され、平成31年8月26日の給食供用開始をめぐり事業が進んでいる状況であり、計画の一旦凍結については難しいと考えられるので請願書には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に原案に賛成の方の討論を求めます。

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

請願第1号、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書について賛成の立場で討論をいたします。

去る2月17日に学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書が、多度津学校給食を守る有志の会として保護者7名の連名で議会へ提出をされました。

請願趣旨として、多度津町が現在提供している学校給食は、残食率がゼロの学校もあるほど充実したものであり、保護者である私たちは大変信頼しております。

これは多度津共同調理場のスタッフや多度津の子ども達のためにと食材を提供してくださる「ひまわりの会」の皆さんのたゆまない努力のおかげです。

また、学校給食は文部科学省が示しているように子ども達の1日の栄養の60%を給食で補うものであり、子ども達の1番の楽しみでもあります。

昨年6月には、3900筆あまりの「統合計画見直し」の署名を提出されていると聞きましたが、現在の共同調理場がなくなることに不安を抱えている保護者

に対しての説明はほとんどないままに多度津共同調理場が統合、大型化のみならず、民間委託されることは不安が増すばかりです。

また、これまでの委員会、議会での審議の内容も、給食の受益者の願いは全く配慮されるようなものでなかったことは残念です。

保護者や住民の中からも「以前した署名はその後どうなったのでしょうか。」という多くの声が聞かれます。

そこで町民が納得するより良い給食センターが整備されますように下記のとおりお願いいたします。

請願事項といたしまして、給食センター統合計画を一旦凍結し、町民の不安を払拭するために、再度町議会で保護者の意見を取り入れて慎重審議を下記のように求めます。

1. 給食センター統合整備計画の民間委託導入のみでの選択を見直し、直営での整備計画を立てること。
2. 現在行っている保護者参画の給食検討委員会を継続すること。
3. 給食センター統合計画を住民が納得するように分かりやすく情報を公開すること。

以上が請願書の内容であります。

そこで次は、子どもを持つ保護者の声や意見の集約によりますと、多度津町には今、栄養教諭1名、栄養技師1名が設置されております。

子ども達が苦手な魚や野菜も食べやすいように味付けを促したり、地元で採れた旬の野菜をなるべく多く献立に組み込めるように「ひまわりの会」の農家の皆さんと連携し、工夫した献立を考えて仕入れをしております。

町では「ひまわりの会」という給食のための契約農家さんが給食をサポートしてくれております。

農家さん達は多度津で育てた、採れたてで旬のおいしい野菜を子ども達に食べさせてあげたいという思いから、採算はあまり考えずに心をこめて野菜を作ってくれております。

アレルギーでの個別対策では2700食を作っているのにもかかわらず、一人ひとりの保護者と綿密に連絡を取り、食材のみに留まらずに調味料の原材料まで保護者に知らせたり、牛乳だけ除くなどのそれぞれの個別の対応が大変進んでいて、香川県でも多度津町の取り組みは素晴らしいと評価されております。

毎朝、学校へ行く前に給食の献立をチェックして「今日は何々だ。」と楽しみに通学をしております。

生野菜は苦手な家で吐き出してしまう子どもが〇〇さんちで採れたミニトマトだからおいしいと言って食べられるようになりました。

家ではほとんど食べない魚も給食なら「食べられる」と言っておかわりするほどです。

など、保護者の声として「献立」「地産地消」「個別対策」「子どもの声」として今の多度津の給食ってすごいことに感動されております。

今、多度津町では2300食作る共同調理場で給食を作っております。

ところが現在、善通寺市と琴平町との合同で、平成31年度完成予定で6500食を作る大型給食センター統合建設計画が進められております。

平成28年6月そのことに反対して3900筆の署名が集まり町へ提出、請願書は議会に提出しましたが、6月議会では計画を進める決定をしました。

その後、保護者への説明としてプリントが1枚配られ、それには新しい給食センターが民間委託になることがきちんと伝えられていないどころか、保護者の思いは全く反映されておらず、その中身は「PFI（民間資金活用）事業でのBTO方式」で全て民間企業が行う計画だと分かりました。

多度津町の負担が軽くなるという理由からだそうですが、長期的にみると最終的に自治体に負担がかかってくるとも言われております。

給食のPFI事業でのBTO方式での民間委託では何が問題なのか。

給食センター事業は民間経営の会社になり、施設は自治体のものとなります。

そこで既に民間委託になっている給食センターに保護者の方たちは聞いてみたわけでございます。

それは、1. 栄養教諭は調理室に入れなくなります。

栄養教諭や栄養技師は調理室には入れなくなり、食材の仕入れやチェックにも関われなくなりました。

例として宇多津町では問題があり、食品の入札のみ栄養教諭が入れるようになりましたが、これまでのようにPTAや行政は入札に入っておりません。

2点目に、食品の仕入れも民間主導になるということです。

民間委託になると、利益が確保されるよう人件費を節約するために簡単な調理法が優先されます。

これまでのように地元の農家から仕入れる野菜よりも、カット野菜や冷凍野菜が多く使われるようになると思われます。

例として丸亀では、企業の都合に合わせている現状であります。

3点目に、子どもに作り手の心が伝わる食育がなくなります。

コストカットで人件費を抑えるために手間を省いたり、残食率を下げるために（残食も廃棄費用がかかる。）子どもの好きなメニューばかりが増えます。

また栄養教諭も統合により人員が減るそうですので、今のように細やかなア

アレルギー対応などはできなくなるだろうと思われま

す。4点目に、大きな災害時の炊き出し施設が多度津にな

ります。東北の大震災でも、炊き出し施設として各地区での給食調理場が役立ったこと

です。また、保護者からは、1. 「2時間で2500食も作るなんて、配送もこれまで以上の時間がかかり、急いで作る

ので事故も多くなると聞いてびっくりしました。」、2点目に「他の町の統合された給食センターでは、冷凍食品が増えているんだとか。どこで採れたか分からないものを食べさせるのは不安。」、3点目に「色が変わらないように漂白剤に漬けたカット野菜が使われるかも。子どもに給食がおいしくないと言われたらなんて言えばいいの。」、いろいろなこのような子どもたちに対する給食を心配する声がたくさん寄せられて

おります。以上のことから、1つは、今は何か構造改革＝民間化礼賛が凌駕しているように思えますが、後の世の評価がどうなのかはまだ分からないということ、そして2つ目は、地域住民に近いほど生命力を持っているということでありま

す。現在、高齢化や少子化といったテーマが21世紀初頭の主要な課題だとすれば、そのどちらも地域ごとに立案したほうが効果的で効率的であります。

ごみの分別システムも保育の最低基準も現場の職員と地域住民との話し合い

できあがってきました。これからの行政のテーマは、現場に根ざさなければうまくいかないものが多いのであります。

特に食育と現場の裁量権についてがあります。

そうして考えれば民間化によっていたずらに現場労働だけ切り離し、現場の空気が見えなくなってしまうのは慎重であるべきです。

食育もまた然りです。子どもとの関係、農家との関係をさらに充実させ、現場に意思決定権を与えなければ、地産地消と食育は前進していかないことは明らかであります。

したがって、請願書の3つの請願事項については、今後十分検討する必要があり、請願第1号、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求め

る請願書については、採択すべきであるので賛成をいたします。

以上です。議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長 (志村 忠昭)

起立少数です。

よって、請願第1号は不採択することに、決定いたしました。

日程第29、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、平成29年第1回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時28分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 3 月 16 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記